

各区・局・統括本部長

副 市 長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針について（通知）

新型コロナウイルスの国内感染については、2月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で、感染経路が特定できない症例が複数発生していること、今後、患者が増加する可能性を踏まえた対応が必要であることが議論され、同会議の座長から在宅勤務や時差出勤の推奨のほか、不要不急の外出は避けた方がよいとのコメントが出されています。

また、2月23日の天皇誕生日の一般参賀中止や3月1日の東京マラソンの一般参加中止、各企業におけるテレワークや時差出勤、Web会議の活用等が報道されています。

つきましては、所管業務の実施にあたり新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本市としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をされるようお願いいたします。

1 市が主催するイベント、会議、研修等

当面、本市が主催するイベント等※については、規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えを検討してください。

また、開催する場合は、職員はマスク着用の上で対応することとし、参加者には、手洗い、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止を徹底してください。

なお、共催事業の場合は、共催団体と丁寧に調整のうえ、本市主催に準じて対応することとし、外郭団体についても、本市主催に準じた対応をお願いしてください。

※「イベント等」の例

- ・多数の参加が見込まれるイベント
- ・気密性の高い会場で多くの方が参加する会議 等

2 適切な相談・受診

令和2年2月17日付「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（厚生労働省事務連絡）」を踏まえ、次の点に留意してください。また、職員を対象とした既存相談窓口（別紙）も活用ください。

- (1) 発熱等の風邪症状が見られるときは、休暇を取得するなど外出を控えてください。
- (2) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合などは、「帰国者・接触者相談センター※」に相談してください。

※ 横浜市新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター

TEL：045-664-7761 受付時間：午前9時～午後9時（土日、祝日含む）

- (3) 糖尿病等基礎疾患がある方や透析を受けている方など重症化しやすい方、妊婦の方などは、発熱等の症状が2日程度続く場合に、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
- (4) 「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた場合は、診療体制の整った医療機関を受診してください。
- なお、複数の医療機関を受診することは控えてください。
- (5) 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

3 職員の勤務等

(1) サービスの取扱い

以下のア、イに該当する場合は、各自で判断をせず、主治医および保健所（福祉保健センター）の指示に従うとともに、本人又は家族が必ず所属、又は所属の衛生管理者へ電話等で連絡を行ってください。

ア 職員が感染（疑い含む）した場合（医師の診断があった者）

病気休暇（本人の申し出により年次休暇でも可）

※ 診断書の確認は後日でも可とします。

※ 業務に関連して感染した場合は、横浜市の公務災害に基づき対応します。

イ 感染者（疑い含む）と接触があり、主治医又は保健所（福祉保健センター）の指示により自宅待機となった場合

職免（職員の責によらない職務執行不能）

(2) 勤務に関する制度について

次の制度については、令和2年3月31日までの間、執行体制を確保し、公務の運営に支障のない範囲で柔軟な利用を可能とします。

ア フレックスタイム制度

現在の対象職場で、制度利用を希望する職員に対しては、1組から10組の勤務時間の割り振りを、上限回数（5回）にかかわらず、利用できることとします。なお、この取扱いについては「条件附採用の開始後1年を経過するまでの期間内の職員」についても制度利用可能とします。

イ テレワーク

健康への影響が指摘されている妊娠中の職員は、利用が可能です。また、持病等配慮の必要な職員についても制度利用可能とします。